

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（FOREXサービス）（2023年11月13日改定）

以下の通り、BizSTATION FOREXサービス利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な利用規定については、ホームページの「ご利用規定」ページ（<https://corporate.bk.mufg.jp/application/kitei.html>）よりご確認ください。

改定日 2023年11月13日（月）

改定対象利用規定および改定内容

■BizSTATION FOREXサービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2023年11月13日最終改定)	(2023年4月10日最終改定)
2	第7条の4 公表予約取引	第7条の4 公表予約取引 <u>2. 公表予約取引の種類</u> 公表予約取引には、注文時に指定した公表予約日の公表相場をベースとしたスポット応答日の相場を確定した後に、受渡日を決定する「公表予約取引（先物）」と注文時に指定した公表予約日の公表相場で、公表予約日当日を受渡日とする「公表予約取引（当日物）」があります。	(条項追加)
3	第7条の4 公表予約取引	第7条の4 公表予約取引 <u>3. 注文の確定</u>	第7条の4 公表予約取引 2. 注文の確定
4	第7条の4 公表予約取引	第7条の4 公表予約取引 <u>4. 取引の成立</u> 注文の確定後、当行は、お客様の注文する公表予約日に、公表相場をベースとした為替予約の取引が可能と判断し当行での処理が問題なく完了した時点で、お客様と当行との間で公表予約取引を成立させます。公表予約取引が成立した場合、当行はリーブオーダー・公表予約取引一覧画面での表示等、当行所定の方法でお客様に通知します。 <u>公表予約取引（先物）の場合、</u> お客様は取引の成立後午後3時30分までに、当行所定の方法で受渡日を決定してください。	第7条の4 公表予約取引 3. 取引の成立 注文の確定後、当行は、お客様の注文する公表予約日に、公表相場をベースとした為替予約の取引が可能と判断し当行での処理が問題なく完了した時点で、お客様と当行との間で公表予約取引を成立させます。公表予約取引が成立した場合、当行はリーブオーダー・公表予約取引一覧画面での表示等、当行所定の方法でお客様に通知します。お客様は取引の成立後午後3時30分までに、当行所定の方法で受渡日を決定してください。

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（FOREXサービス）（2023年11月13日改定）

5	第7条の4 公表予約取引	<p>第7条の4 公表予約取引</p> <p>5. 公表予約取引（先物）の受渡日決定</p> <p>公表予約取引（先物）の受渡日は、取引の成立後午後3時30分までに、当行所定の方法で決定してください。受渡日決定は、お客さまが画面に表示された取引内容、相場を確認のうえ、当行の指定する方法で受渡日決定の意思表示を行う方法により行うものとし、受渡日は当行サーバーでの取引締結に関わる処理が問題なく完了した時点で確定したものとします。受渡日決定が完了した場合、当行は取引画面上に完了した旨の表示をします。一方、何らかの事情により処理が完了しない場合には、当行は取引画面上に完了できない旨表示します。万一、お客さまが締結の意思表示を行ったにもかかわらず、取引に関して画面上にいずれの表示もされない場合には、必ずBiz FOREX サービスの予約明細照会画面により確認するか、当行まで照会いただくかいずれかの方法で、受渡日が確定したかどうかを確認してください。確認を行わなかったことにより生じる損失はお客さまの負担となります。お客さまから取引の成立後午後3時30分までに受渡日が確定されない場合、当行は受渡日をスポット応答日（当該取引成立日の2銀行営業日後。ただし、市場慣行に照らして当行の判断により繰り下げられる場合があります。）で決定がなされたものとみなし、確定いたします。お客さまが受渡日決定をされず、受渡日をスポット応答日としたことにより生ずる損害はお客さまの負担となります。</p>	<p>第7条の4 公表予約取引</p> <p>4. 受渡日決定</p> <p>公表予約取引の受渡日は、取引の成立後午後3時30分までに、当行所定の方法で決定してください。受渡日決定は、お客さまが画面に表示された取引内容、相場を確認のうえ、当行の指定する方法で受渡日決定の意思表示を行う方法により行うものとし、受渡日は当行サーバーでの取引締結に関わる処理が問題なく完了した時点で確定したものとします。受渡日決定が完了した場合、当行は取引画面上に完了した旨の表示をします。一方、何らかの事情により処理が完了しない場合には、当行は取引画面上に完了できない旨表示します。万一、お客さまが締結の意思表示を行ったにもかかわらず、取引に関して画面上にいずれの表示もされない場合には、必ずBiz FOREX サービスの予約明細照会画面により確認するか、当行まで照会いただくかいずれかの方法で、受渡日が確定したかどうかを確認してください。確認を行わなかったことにより生じる損失はお客さまの負担となります。お客さまから取引の成立後午後3時30分までに受渡日が確定されない場合、当行は受渡日をスポット応答日（当該取引成立日の2銀行営業日後。ただし、市場慣行に照らして当行の判断により繰り下げられる場合があります。）で決定がなされたものとみなし、確定いたします。お客さまが受渡日決定をされず、受渡日をスポット応答日としたことにより生ずる損害はお客さまの負担となります。</p>
6	第7条の4 公表予約取引	<p>6. 注文の取消</p>	<p>5. 注文の取消</p>